



平成25年3月22日

航空機搭載 L 帯合成開口レーダ 2 (Pi-SAR-L2) 研究公募 (RA-5)

校正・検証,
利用化研究, 科学研究

プロポーザル提出期限: 2013 年 5 月 31 日



地球観測研究センター
宇宙航空研究開発機構

目 次

1. はじめに	1
2. PI-SAR-L2	1
3. 研究目標と目的	1
3.1 Pi-SAR-L2 データとセンサの校正・検証	2
3.2 利用化研究	2
3.3 科学研究	2
4. JAXA による PI-SAR-L2 データ提供	3
4.1 データポリシー	3
4.2 標準として提供されるデータ	3
5. 資金提供	3
6. 応募資格	3
7. PI の権利と義務	3
7.1 PI の権利	3
7.2 PI の義務	4
8. プロポーザル提出要領	4
8.1 プロポーザル作成上の注意	4
8.2 使用言語	4
8.3 ページ数	4
8.4 執筆要領・プロポーザルの内容	4
8.5 プロポーザル送付先	4
9. プロポーザルの選定	4
9.1 評価・選定の手順	4
9.2 評価基準	4
9.3 選定通知後の手続き	5
10. 研究公募の取り消し・延期について	5
11. スケジュール	5
12. 問い合わせ先	5
添付資料 A PI-SAR-L2 システムの概要	6
添付資料 A-1 システム諸元	6
添付資料 A-2 データプロダクト	6
添付資料 B ALOS-2 研究計画	7
添付資料 C プロポーザルの内容および応募フォーム	12
<カバーシート> 研究者プロフィール	13
添付資料 D	17

1. はじめに

宇宙航空研究開発機構 (JAXA) は第 5 回 ALOS 研究公募を航空機搭載 L 帯合成開口レーダ 2 (Pi-SAR-L2) による日本国内の観測を対象として、広く一般に募集する。

ここで求める研究提案は、次の 3 つの分野に関するものである。

- ・ 校正・検証
- ・ 利用化研究
- ・ 科学研究

さらに、この 3 つの研究分野において、次の項目を含む Pi-SAR-L2 の科学及び利用に関する全ての範囲を研究対象とできる。

- (1) 校正検証、(2) 土地利用・土地被覆研究、(3) 地形学・地質学、(4) 陸域（植生）生態学、農業（食料）、林業研究、食糧関連研究、(5) 気候システム・水文過程及び水資源関連研究、(6) 海洋学及び沿岸域関連研究、(7) 災害及び地震、(8) 資源探査、(9) 空間情報インフラストラクチャーの開発、(10) 散乱及び干渉特性の基礎研究

Pi-SAR-L2 は、地球資源衛星 1 号「ふよう」(JERS-1)、陸域観測技術衛星 (ALOS)「だいち」の後継機である ALOS-2/PALSAR-2 と同等の性能を持ち、L-band 合成開口レーダを搭載センサとし、高分解能画像の取得を含めて高度な陸域観測技術を採用している。特に、災害状況把握、環境観測の分野での利用に期待が持たれている。今後打上る予定の ALOS-2 やその後継衛星等 (ALOS シリーズ衛星) との連携により、より実用的な観測と物理量抽出が期待出来る。

なお、ALOS-2 ミッションは次の通りである。

- (1) 世界の災害状況把握（災害状況把握及び固体地球監視）
- (2) 持続可能な地球環境の保全のための地域観測の実施（森林監視、極域及び流水監視）
- (3) 天然資源探査（農業監視、海洋監視、資源探査）
- (4) 将来の地球観測衛星のためのセンサ及び衛星技術の開発（技術開発）

本研究公募への参加は、日本国内の教育機関、研究機関、私企業、政府機関、その他いかなる団体に所属する研究者も可能である。応募者は 2013 年 5 月 31 日までに研究プロポーザルを Pi-SAR-L2 研究公募事務局まで提出し、その提案が採用された応募者は、研究代表者 (Principal Investigator、以下 PI) として Pi-SAR-L2 研究チームに参加できる。なお、同一の応募者は最大で 1 提案に限る。

なお、本研究公募の下では、JAXA は PI に対する経費の支援は行わない。PI の特典は以下の通り。

- (1) 研究に関係する Pi-SAR-L2 データの無償利用 (10 シーン/年)
- (2) ALOS-2 PI Workshop/Symposium ワークショップ・シンポジウムへの参加と情報共有

添付された各資料の概要は以下の通り。

添付資料 A : Pi-SAR-L2 システム、データプロダクトに関する技術的情報

添付資料 B : ALOS-2 研究計画

添付資料 C : プロポーザルの内容および応募フォーム

添付資料 D : 共同研究約款

2. Pi-SAR-L2

Pi-SAR-L2 は昼夜の別なくまた天候によらず観測が可能な L 帯合成開口レーダ 2 (Pi-SAR-L2) を航空機に搭載し、高分解能での陸域観測に威力を発揮することが期待される。Pi-SAR-L2 は、ALOS-2 に搭載される合成開口レーダ (PALSAR-2) の機能・性能と同等の機能と性能を有する電波センサである。Pi-SAR-L2 の開発は JAXA 単独で行われた (添付資料 A-1 を参照)。

3. 研究目標と目的

Pi-SAR-L2 から得られる様々なプロダクトは、多様な分野のサイエンスの発展に大きな貢献をすることが期待されている。こうしたプロダクトは、その作成や利用における様々な研究の成果によって初めて地球環境、天然資源、災害状況把握や災害モニタリングのデモンストレーション及び地域開発計画の策定など多くの実利用分野に対して有効に活用されることが可能となる。

本研究公募では、(1) 校正・検証、(2) 利用化研究、(3) 科学研究の 3 つのカテゴリーにおいて、Pi-SAR-L2

データを単独で行う研究を募集する。

3.1 Pi-SAR-L2 データとセンサの校正・検証

Pi-SAR-L2 は Pi-SAR-L や PALSAR に比べて様々な面において高性能化が図られている。これらセンサの校正・検証は、センサ自身の性能、得られた画像の品質を把握することであり、その結果は高次成果物の品質に直接関係するため、極めて重要な作業である。そこで、大別して以下の二種類の研究テーマを募集する。

3.1.1 センサの校正

基本的にはセンサの特性評価、得られた画像データの画質評価を行う。得られた画像データ、外部校正機器のデータを用いてのセンサ入出力特性の評価（校正係数の決定も含めて）を行う。

- ・センサ特性評価（画質評価含む）
- ・幾何学校正
- ・ラジオメトリック校正（画質評価、ポラリメトリック校正含む）

3.1.2 地球物理量の抽出アルゴリズムの開発と検証

校正された画像データやトルースデータを用いて地球物理量（添付資料 B を参照）を抽出するアルゴリズムを作成する。また、得られた地球物理量の精度検証を行う。抽出する地球物理量としては、1）オルソ画像、2）地殻変動量を考える。それ以外の物理量を抽出するためのアルゴリズム開発と検証に関する研究提案も可能である。

3.2 利用化研究

農作物、森林、漁場 等の資源モニタリングや管理だけでなく、海氷、海洋状況、災害 等の数値予報モデルへの Pi-SAR-L2 データの利用は、国益に資するものとなる。更に、用途の広いデータとユーザオリエンティッドなデータおよび付加価値サービスの提供によって、個人のニーズから市場のニーズまでを満たすことが可能となるであろう。

利用化研究の主な例を以下に示す。

- ・土地利用及び土地被覆変化のモニタリング
- ・海洋状況の予報、沖合い利用のための海氷予報
- ・海上交通モニタリング、沿岸域の漁場管理、船舶検出
- ・森林資源管理（森林減少、森林劣化、森林炭素量、REDD+ 等）
- ・農業管理（作付け面積把握、収穫量予測、等）
- ・自然災害（森林火災、洪水、土砂災害、地震 等）
- ・汚染モニタリング（油汚染、赤潮 等）
- ・地質、天然資源の探査
- ・干渉処理に係る利用（数値地形モデルの作成、地殻変動、植生分類 等）
- ・国土数値情報、GIS の構築
- ・教育分野における利用

これらの利用化研究のいくつかは、ユーザニーズに対応したデータプロダクトの準リアルタイムでのデータ提供が必要となることが考えられるが、その場合、応募者はユーザ要求の特定化と妥当性を明確にする必要がある。

また、研究提案には Pi-SAR-L2 データの単独利用または他の観測データとの複合利用により抽出された Pi-SAR-L2 データプロダクトの定常利用促進に必要な研究開発活動を示す必要がある。そのような研究提案には、利用開発に必要とされる新しいプロダクトやアルゴリズムの定義も含める必要がある。

さらに、研究プロポーザルでは出来るだけ正確にプロジェクトの目的、方法、実行計画を定義し、目的達成に必要な方法及び手段、利用実現可能性、その技術が社会システムに与える影響を示す必要がある。

3.3 科学研究

Pi-SAR-L2 によって得られるデータプロダクトは科学研究の推進にも寄与する。それは、幅広い地球

科学分野に関わる多くの環境問題(例えば、植生分布の変化、バイオマスの燃焼、水資源管理、環境資源アセスメント、災害および地震モニタリング、寒冷圏モニタリング)に不可欠となる。地球システムに関わる要素はそれぞれ複雑な相互作用を持ち、これに対する現在の知識は、効果的かつ戦略的な開発に対して必要とされる精度をともなった環境変化を予測するためにまだ十分ではない。

本研究公募に対する研究提案は、基礎的な科学研究(すなわち、陸域特性の把握、観測原理、地球物理学に関するパラメータ推定に関するアルゴリズム開発)、さらに地球科学プロセスに関する研究が含まれる一つもしくはいくつかの地球科学分野に位置付けられる。また、局地的なレベルから地域、グローバルレベルまでの様々な空間スケールと様々な時間スケールを対象とすることができる。科学研究の主な例を以下に示す。

- ・ 土地利用、土地被覆の変化
- ・ 地形、地理、地質、資源分野
- ・ 陸域環境システム、農業および森林分野
- ・ 気候システム、水文過程および水資源関連研究
- ・ 海洋学および沿岸域関連研究
- ・ マイクロ波散乱、SAR 干渉法、SAR ポラリメトリに関する研究

また、研究提案には目的の定義、焦点とアプローチ方法、および研究の実行計画を含めるべきである。また、実行計画は研究のタイムスケジュールと、期待される成果を得るために必要な手法を示す必要がある。

4. JAXA による Pi-SAR-L2 データ提供

4.1 データポリシー

PI は、以下の事項に同意することを条件として、JAXA から研究に必要なデータを無償で受け取ることができる。

- 1) JAXA が提供するデータ及び成果物について、全ての知的所有権は JAXA に帰属する。
- 2) 提供データの利用は、平和目的・非営利目的に限られる。
- 3) 提供データの利用は、本研究公募における研究活動にのみ許可される。
- 4) 提供データを JAXA の承認のない第三者に再配布することを禁止する。

PI に配布されるデータは提供シーン数について制約を受ける。
JAXA が制御不可能な事態によってデータ提供が不可能となった場合、天候及び観測設備の問題により提供データが欠損またはその品質が低下した場合、および提供時期が遅延した場合にも、JAXA はその責任を負わない。

4.2 標準として提供されるデータ

PALSAR-2 : レベル 1.1、レベル 1.5、レベル 2.1 (詳細は添付資料 A-2 を参照)

5. 資金提供

PI に対する資金提供は行わない。

6. 応募資格

平和目的非営利目的での研究提案であれば、日本国内の教育機関、政府機関、私企業およびその他いかなる団体に属する研究者でも本研究公募に応募することができる。

7. PI の権利と義務

7.1 PI の権利

PI は、4 項に述べられている Pi-SAR-L2 データの提供について JAXA に要求が受け入れられた場合、そのデータの無償提供を受ける権利を持つ。

7.2 PI の義務

7.2.1 最終報告

すべてのPIはJAXAに成果報告書を提出すること。また、JAXAが開催する会議、シンポジウムおよびワークショップにて各自の研究成果のすべてまたは一部を発表すること。

8. プロポーザル提出要領

8.1 プロポーザル作成上の注意

プロポーザル作成は下記の指示に従ってください。指定した要領で作成されていないプロポーザルについては、評価の対象としないこともあります。また、提出された文書は返却しません。

- 1) 本研究公募への応募希望者は、ALOS 研究公募ホームページ (http://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/ra/jra5_guide.htm) の「応募者登録」から、本人（研究代表者）、研究分担者、プロポーザル等についての情報を記入・送信してください。
- 2) 本章の提出要領および添付資料Cに従い、プロポーザルを作成すること。また、添付資料Cの応募フォーム（フォーム1、2は必須）を必要に応じて選択し使用すること。
- 3) プロポーザルは添付する論文等の参考資料と併せてpdfフォーマットで提出すること（7MB以下）。
- 4) 文字は、ワードプロセッサを使用し、12ポイント以下のフォントサイズを使用すること。
- 5) 各ページには、下中央にページ番号、左上角に応募者の氏名を記載すること。

8.2 使用言語

プロポーザルおよび添付する参考資料は、日本語で作成すること。

8.3 ページ数

プロポーザルは必要かつ本質的な内容を中心に、できる限り簡潔にまとめること。フォーム1及び添付資料を除き、全体で10ページ以内とする。詳細な規定については、添付資料Cを参照のこと。

8.4 執筆要領・プロポーザルの内容

添付資料Cを参照のこと。

8.5 プロポーザル送付先

必要な応募書類をすべてpdfファイル（7MB以下）とし、2013年5月31日（必着）までに下記E-mailアドレスまで電子メールの添付ファイルとして提出すること。電子メールでの提出が困難な場合には下記宛先に郵送すること。

〒305-8505 茨城県つくば市千現2-1-1
宇宙航空研究開発機構 地球観測研究センター
Pi-SAR-L2 研究公募事務局
TEL : 050-3362-7303, FAX : 029-868-2961
E-mail: aproject@jaxa.jp

9. プロポーザルの選定

9.1 評価・選定の手順

提出された研究プロポーザルは、JAXA外部の専門家で構成されるPi-SAR-L2データ利用研究評価委員会において評価される。その結果を基にJAXA側でリソース等を考慮し、最終選定を行う。選定結果は、2013年8月終わりまでに応募者に通知される。

9.2 評価基準

- 1) プロポーザルの社会的、科学的、技術的視点からのメリット。プロポーザルで示された手法、アプローチ方法、概念の独創性、革新性および妥当性。

- 2) 提案する研究目的を達成するための必要条件である応募者の能力、経験、保有設備、技術およびこれら条件の総合力。
- 3) ALOS-2研究計画の目標との関連性。
- 4) 研究期間内で研究目的を達成できる技術的可能性。

9.3 選定通知後の手続き

契約条件は、JAXAが指定する約款による。フォーム3の申込書を受けて、JAXAは選定されたPIに承諾書を送付する。PIは、約款に記載されるデータ提供や成果の公表等、研究に関する様々な条件および取り決めに遵守すること。

10. 研究公募の取り消し・延期について

JAXA は、本研究公募を取りやめる権利を有する。また、本研究公募のスケジュールの延期、公募自体の取り消し、またそれに関する通知を受け取らなかった人物に対するいかなる責任も負わないものとする。

11. スケジュール

・ 研究公募の発出	2013 年 3 月 22 日
・ 研究公募の応募期限	2013 年 5 月 31 日
・ 選定通知	2013 年 8 月下旬
・ 契約締結手続	2013 年 9 月 ～ 10 月
・ 研究開始	2013 年 10 月～
・ 会議／シンポジウム	2013 年 9 月以降
・ 最終報告書提出期限	2016 年度中*

*契約期間は基本 3 年間とし、研究開始から 3 年経過した後に最終報告会を実施する。

12. 問い合わせ先

〒305-8505 茨城県つくば市千現 2-1-1
宇宙航空研究開発機構 地球観測研究センター
ALOS-2 研究公募事務局 島田 政信
TEL : 050-3362-7303, FAX : 029-868-2961
E-mail: aproject@jaxa.jp

添付資料 A PI-SAR-L2 システムの概要

添付資料 A-1 システム諸元

航空機搭載 L 帯合成開口レーダ 2 (*Pi-SAR-L2; Polarimetric and Interferometric Airborne Synthetic Aperture Radar with L-band type-2*) は、1996-2011 に渡って運用された Pi-SAR-L の改良版であり、分解能や感度を 2013 年に打ち上げられる ALOS-2/PALSAR-2 に対応したものに引き上げた航空機搭載型 SAR です。分解能は、L-band の許容帯域幅である 85MHz を使用し、スラントレンジ分解能の 1.76m という L-band としてはき わめて高い分解能でレーダ映像を取得します。水平・垂直偏波を用いて 全偏波画像を得ることができるポラリメトリ (*Polarimetry*) 機能のほか、搭載したリアルタイム GPS 装置を用いて精度 5m の繰り返し干渉フライトが実現でき、高度情報や地殻変動を得ることができるインターフェロメトリ (*Interferometry*) 機能を持ちます。

(詳細 : <http://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/Pi-SAR-L2/>)

添付資料 A-2 データプロダクト

プロダクト定義を示す。

- シーン単位 : アジマス方向約 20km 相当 (4 segment 処理)
- すべて PolCal 校正済み
- 提供方法 : DVD / FTP put

レベル	内容	フォーマット	パラメータ
L1.1	Single Look Complex	Raw	-
L1.5	Geo-code / Geo-reference	Raw / Geotiff	Spacing: 2.5m Look: 4 投影法 : UTM, EQR リサンプリング : BL, CC, NN
L2.1	Ortho-rectified Data (Geo-code / Geo-reference)	Raw / Geotiff	Spacing: 2.5m Look: 4 投影法 : UTM, EQR リサンプリング : BL, CC, NN DEM : GSI 50m、10m、北海道 DEM 10m、SRTM3 90m、その他

<参考> アジマス方向約 20km 相当で処理した場合のデータ容量の比較

No.	seg	アジマス方向	Slant [GB]	SLC [GB]	4 偏波分 [GB]
1	4	20km 相当	0.18	2.87	12.20

添付資料 B ALOS-2 研究計画

1. ALOS-2 研究計画の目標

ALOS-2 ミッションを達成するためには、地形図データなどのデータプロダクトを実利用者に提供するばかりでなく、ALOS-2 データを利用して、環境・資源分野から情報処理分野に至る幅広い分野のサイエンスを推進することが不可欠である。本計画は、ALOS-2 データの取得・利用に関連が深いと考えられる研究分野およびテーマを提示するものであり、本研究公募における研究者と EORC との協力により、これを推進する。

2. センサの校正・検証および関連する基礎研究

PALSAR-2 の校正、及び成果物の検証は最も重要な作業である。森林分類や干渉 SAR の計測精度を向上させるためには、センサーの校正・検証が不可欠である。また、センサの校正・検証に不可欠な基礎的な研究は次世代の高性能センサを開発するためにも重要な研究である。

3. 一般的な目標

ALOS-2 研究計画を通じて、サイエンスや利用化研究のどの分野にどのような貢献をすべきか、そのために必要なデータプロダクト、アルゴリズムは何かを、主要分野ごとに以下に整理する。なお、分野の選定に関しては、国際地圏生物圏探査計画（IGBP: International Geosphere-Biosphere Program）におけるコアプロジェクトの分類を参考した。

1) 土地利用・被覆研究

土地利用や土地被覆の分布や変動を把握し、そのメカニズムの解明、変動モデルの構築に寄与する。そのためには以下のデータプロダクトの作成と作成アルゴリズムの開発が必要である。

- (1) 高精度 DEM (デジタル標高モデル): 地形条件は、土地利用の決定やその変化過程に大きな影響を与える。また、土壌浸食や流出変化などに代表されるように、土地利用や土地被覆の変化に起因する環境インパクトに関しても重要な因子となっている。2万5千分の1から10万分の1スケールに対応する数値地形データがあれば、上記のような研究に有効に利用できる。そのために、インターフェロメトリ計測アルゴリズムの開発と水蒸気及び電離補正が重要になる。
- (2) オルソ画像とそれらを利用した土地利用・被覆分布データ: 都市、集落の拡大・変化、農地分布や農業形態の変化、森林減少などの把握に利用できる。レーダー画像も耕作強度の変化（耕地面の粗度の変化）や農作物の作目の変化などの把握に利用できる可能性がある。また、ALOS 衛星データの併用手法に関する研究も推進する必要がある。

2) 地形学・地質学

浸食・斜面崩壊などによる地形変化・流路変化の計測、標高データを用いた地形分類や解析に寄与する。そのためには以下のデータプロダクトの作成と作成アルゴリズムの開発が必要である。

- (1) DEM: 地形分類・解析、流路解析等に利用する（特にインターフェロメトリによる地形勾配抽出の研究が望まれる）。
- (2) オルソ画像: 森林利用分類（LULUCF: Land Use Land Use Change in Forestry）や地図に利用する。災害に関連して大規模土砂崩れ、土石流跡の抽出が望まれる。
- (3) 土壌浸食や堆積などに起因する地形変化データ: インタフェロメトリ計測により、時間的な地形標高の変化計測手法を開発する。黄河流域など土壌浸食や堆積による地形変化の著しい地域を対象にする。

3) 陸上（植物）生態系・農林業関連研究

炭素の循環などを中心とした植生のダイナミクスの解明や、それを利用した農作物モニタリングや草原の生産力推定、人為的な影響による植生量の変化研究などに寄与する。そのためには同時期に観測を行う ADEOS-II データなども併用した以下のデータプロダクトの作成や作成アルゴリズムの開発が必要である。

- (1) 森林分布のモニタリング: PALSAR-2 を利用して全球スケールでの森林分布（森林・非

森林)の計測手法を高精度化する。さらに大陸・全球スケールの森林分布(森林・非森林分類)データセットを構築する。

- (2) バイオマス分布計測: 植生のダイナミクスを記述する最も重要な変数の一つであるバイオマスを対象に、森林を主な対象として、計測手法の開発を行う。
- (3) 森林管理への応用: 上記のバイオマス計測技術の開発と平行して、森林伐採のモニタリングや生長量推定、植林状況のモニタリング技術の開発などを行う。さらに大陸・全球スケールのバイオマス分布データセットを構築する。
- (4) 草地や農作物の成長量や収量モニタリング(食料監視): 特定地域を対象とし、特定時期に特化した PALSAR-2 の集中観測等を行い、草地の生産力推定や農地の作付け把握、収量推定手法を開発する。また、干ばつなどによる農作物の収量変化・草地の生産力変化のモニタリング手法なども開発する。
- (5) バイオマスバーニングなどの人為的な影響による植生変化のモニタリング: 特定地域を対象とした PALSAR-2 の集中的な観測により、バイオマスバーニングなどによるバイオマス量の変化、植生構成の変化などを計測・モニタリングする手法を開発する。
- (6) 砂漠化モニタリング: 過耕作や過放牧、不適切な灌漑などによる土地生産性の低下や土壌劣化状況をモニタリングする。

4) 気候システム・水文過程・水資源関連研究

4-1) 表面過程: 植生状況の把握や土壌水分量の計測手法の開発や土壌水分データセットなどの構築をベースとして、地表面過程の解明に資する。

- (1) アマゾン域水域監視: 水文過程研究に関連してアマゾン域の水域の時間変化の把握を行い、水門過程の研究に寄与する。
- (2) 土壌水分量分布の推定: PALSAR-2 による土壌水分量の測定アルゴリズムやデータセットの開発を推進する。
- (3) 流出解析: 従来十分なデータがなく、流出解析が十分行えなかった地域などで ALOS-2 のデータプロダクトにより流出解析・研究を行うことを可能にすることで、さまざまな気候や土地条件下での流出現象の解明に資する。
 - (1) 高精度 DEM: 従来の 1kmDEM 等に比べはるかに高精細な DEM を利用することで、精度の高い流出解析を可能にする。なお、InSAR 処理を通して DEM よりも勾配情報の抽出を直接的に行う。
 - (2) 土地利用・被覆分布と変動量データセット: 土地利用・被覆変化による水収支、流出変化の解析に利用する。

4-2) 水質汚濁解析: より高精度な地形データや土地利用・被覆データセットを提供することにより、水質汚濁負荷の発生量の推定や、汚濁負荷の流下・流達分析の高度化に資する。

- (1) 高精度 DEM (あるいは勾配情報): 高精細な DEM あるいは勾配情報を InSAR 処理を通して取得し、それを利用することで、精度の高い流出解析や土壌浸食などによる汚濁負荷発生量推定を可能にする。
- (2) 土地利用・被覆分布と変動量データセット: 土地利用・被覆変化による汚濁負荷の発生量の解析に利用する。さらに、流出解析を合わせることで、負荷の流達・流下状況の把握する。なお、効果的な研究の推進には、他の衛星データとの併用が必要になろう。

4-3) 雪氷関連解析: 積雪、陸氷及び海氷について、高分解能な PALSAR-2 データを使用して、以下の解析を高精度に行うことによって、気候及び水資源変動の把握等にも貢献する。

- (1) 積雪面積、積雪量の把握や変動量の計測: PLASAR-2 を解析することによって、積雪面積、積雪量を高精度に推定し、その変動パターン(季節変化及び年変化)を把握する。
- (2) 氷床及び氷河・氷河湖の変動量の計測と解析: PALSAR-2 のインターフェロメトリック計測及によって、南極やグリーンランド氷床の質量収支や山岳氷河・氷河湖等の変動を把握する。
- (3) 海氷モニタリング: PALSAR-2 を解析することによって、極域や沿岸域の海氷面積の推定やその変動パターン(季節変化及び年変化)を把握する。また、PALSAR-2 の SCANSAR データを使用した、広範囲の海氷モニタリングの手法開発や、PALSAR-2 の多偏波観測データ等を使用した海氷分類の高精度化を行う。

5) 海洋・沿岸域研究

5-1) 沿岸域研究

沿岸海域の海洋汚染、波浪、海上風、沿岸流、海水や海浜変形・漂砂などに関連する情報を抽出することにより、海上交通業務、海洋汚染防止、漁業などの沿岸域で行われる経済活動を支援する。そのためには、以下のアルゴリズムの開発とプロダクトの作成が必要である。

- (1) 沿岸域油汚染データセット： PALSAR-2 の画像から油汚染海域を抽出する手法を開発する。油汚染海域を正しく抽出するためには、その周囲の海上風・波浪場の解析が不可欠であり、波浪・海上風データセット開発と並行して進める必要がある。
- (2) 沿岸域における高精度 DEM： 既存の水深データ等と組み合わせた沿岸域の高精度 DEM と組み合わせることで、波浪変形や海浜変形解析、海面上昇による影響解析などに資する。
- (3) 沿岸域波浪・海上風データセット： PALSAR-2 観測データを用いて、沿岸域の海上風と波浪に関するデータセットを作成する。さらに、それらと数値モデルを合わせ用いて、沿岸域の流動状況を推定する手法を開発する。これらは海浜変形解析や漂砂解析などの境界条件を与える上でも有効である。
- (4) 沿岸域海水データセット： PALSAR-2 により、沿岸域の海水モニタリング手法とその情報を的確に配信する手法を開発する。沿岸域海水データセットを作成し、様々な沿岸域の活動を支援する研究・開発に供する。また、ALOS で課題とされたシャーベット状アイスを抽出する。

5-2) 海洋ダイナミクス

PALSAR-2を用いて沿岸海域及び外洋域の大気・海洋相互作用、波浪、海洋諸現象のダイナミクスに関する研究に貢献する。

- (1) 沿岸地形・大気・海洋相互作用： 沿岸域地形の影響により海上風は変形し、沿岸海洋上に局所的な強風域や弱風域が生じる。そのような海上面の変形は沿岸波浪の発達や沿岸流の形成にとって、本質的に重要であるにもかかわらず、これまであまり研究されてこなかった。PALSAR-2による高空間分解能波浪・海上風データセットを構築することで、沿岸地形・大気・海洋相互作用の研究に貢献し、そのメカニズム解明が大きく進むと期待される
- (2) 波浪・海流相互作用と様々な海洋現象の検出： PALSAR-2のSCANSARモードによるデータを利用して、波浪と流れなどの相互作用に関する研究を進めることにより、SCANSAR画像内に可視化される大規模海流（黒潮など）、冷・暖水塊、沿岸流、内部波などを検出することが可能となり、海洋ダイナミクスの理解に貢献する。

6) 災害・地震研究

以下のような分野に関して、データセットの提供やそのための手法開発を通じて貢献する。

- (1) 地殻変動： 地殻変動などに起因する地表面の変位を PALSAR-2 によるインターフェロメトリック観測によりモニタリングする手法を開発する。特定危険地域を対象とする。
- (2) 火山噴火モニタリング： 火山噴火活動に伴う山体の変形を PALSAR-2 によるインターフェロメトリック観測により、モニタリングする手法を開発する。
- (3) 斜面災害
急傾斜地を中心とした高精度 DEM を PRISM や PALSAR-2 により作成し、斜面崩壊の危険性などを評価する手法を開発する。その際、斜面及び斜面周辺の土地利用・被覆データセットを併用し、斜面表面の風化・浸食状況、水の浸透状況の推定や、崩壊時の被害推定に役立てる。
- (4) 洪水・氾濫解析とシミュレーション
従来データが十分でなかった地域において高精度 DEM（あるいは勾配情報）を利用することにより、短期流出（洪水）解析や氾濫解析手法の適用地域を大幅に広げることが可能にし、それを通じて解析手法の高度化や、現象解明に貢献する。その際、土地利用・被覆データも利用することにより、解析精度の向上を図るばかりでなく、被害想定や避難方策検討の高精度化も推進する。
- (5) 津波解析
従来データが十分でなかった地域において高精度 DEM を利用することにより、津波の遡上解析などの適用地域を大幅に広げることが可能にし、それを通じて解析手法の高度化や、現象解明に貢献する。その際、土地利用・被覆データも利用することで、解析精度の向上を図るばかりでなく、被害想定や避難方策検討の高精度化も推進する。

(6) 災害モニタリング技術の開発

干ばつ、洪水、大規模火災、斜面災害、地震災害などの災害状況（溢水面積・焼失面積の推定など）の把握や、被害発生状況の推定（たとえば、農作物生産量への影響）を迅速化、高精度化する手法を開発し、関連する災害研究の推進に資する。

7) 資源探査手法の研究

鉱物資源に関する探査技術の高度化を図る。PALSAR-2などの画像にDEM等も統合した解析手法などを検討する。

8) 空間データ基盤構築手法研究

(1) データ基盤の構築手法の高度化

さまざまなサイエンス研究や実利用の基礎となる高精度DEMや地物データを効率的に作成するために、地形計測、地物などの自動認識・3次元計測技術の高度化を図る。PALSAR-2に関しては、インタフェロメトリ計測アルゴリズムの開発が必要となる。道路・大規模構造物、都市域などの地物の自動判別・認識に関しては、PRISM、AVNIR-2、PALSAR、PALSAR-2など画像に、計測DEM（PALSAR-2のInSARデータ）等も統合した解析手法などを検討する。

(2) 超大量画像の管理・検索手法の高度化

地図や位置座標に結びつけて超大量画像を蓄積・管理する技術や、地図や位置座標からの画像の効率的な検索手法、配信方法など、ALOS-2データをテストケースとして利用することで、空間データ基盤を支える超大型画像アーカイビングシステムに関する研究を推進する。

9) マイクロ波の散乱・干渉特性、ポラリメトリに関する基礎的研究

(1) 地形補正手法の高度化やインターフェロメトリック観測の高精度化、ポラリメトリック観測の高度化と応用分野の開拓を目標として、以下に示すような基礎的な研究を進める。ポラリメトリックデータのデコンポジション手法の研究。PALSAR-2で取得するポラリメトリックデータについて、支配的な後方散乱特性を抽出するデコンポジション手法の研究を行い、観測対象物の散乱特性を考慮した分類等の分野に応用する。

(2) ポラリメトリック・インターフェロメトリ解析手法の研究

リピートパスで取得されたポラリメトリックデータを使用し、インターフェロメトリック解析を行うことによって、寄与する媒体の散乱解析する研究を行う。応用分野としては、森林の高さ（樹高）の算出や分類精度の高精度化等である。

10) 電離層の研究

PALSARで件坂してきた現象にL-band SARと電離層擾乱がある。特に夜間の観測で顕著に見られることがあり、科学として更にはその補正法の研究が重要である。振幅画像に現れる振動現象の解明、干渉（位相）に現れる微弱な変動とその補正方法の研究が将来の干渉SARのより実用的研究として重要である。

4. 戦略的な目標

以上のような一般的な目標を効果的に達成するために、以下のような戦略的な研究プロダクトを構築・開発する。

1) データプロダクト

(1) オルソ画像：多くの分野で基礎的なデータとして高精度なDEMとそれに付随した地表面情報が利用されることや、他の衛星が提供できないALOS-2独自のプロダクトであることから、戦略的なデータプロダクトとして位置づける。しかしながら作成には多量の計算リソースを必要とするため、精度や解像度などは対象地域によって変化させることも考える。

(2) バイオマス分布データ（全球）：バイオマスは陸上生態系の炭素循環を考える上で最も重要な変数の一つであるのと同時に、森林管理などに際しても有益な情報を提供する。しかしながら、地上計測は困難であり、広い範囲をカバーするデータは存在しない。また、森林を中心としたバイオマスの計測に比較的良好であると言われるL帯を搭載する衛星もALOS-2以外に存在しないことから、PALSAR-2画像を中心として、バイオマス分布データを構築する。

(3) 地表面変位量データ（地震危険地域のみ）：地表面の微小な変動分布をPALSAR-2によるインターフェロメトリ計測により抽出する。わが国を中心とする環太平洋地域は常に地震の脅威にさらさ

れており、地殻変動モニタリングがきわめて重要である。地表面変位量データの作成には、定期的な衛星観測や継続的な地上観測が必要となることから特定の地震危険地域を中心に、観測を行う。

2) アルゴリズム開発

(1) 地形自動計測およびオルソ画像作成手法の高精度化、高効率化

オルソ画像作成は大きな計算能力を必要とする。またプロダクトの品質がアルゴリズムの性能により大きく影響される。そこで、効率的、高精度な地形補正アルゴリズム（インタフェロメトリ計測アルゴリズム）を重点的に開発する。

(2) バイオマス計測手法の高精度化（DEM や AVNIR-2 画像、その他の衛星画像の併用）

全球スケールでのバイオマス分布データをより高い精度で計測するために、データ処理アルゴリズムを開発する。

3) センサの校正・検証および関連する基礎研究

高精度 DEM やバイオマス分布データなどの計測精度を向上させるためには、センサーの校正・検証が不可欠である。また、センサの校正・検証に不可欠な基礎的な研究は次世代の高性能センサを開発するためにも重要な研究である。そのため、校正・検証、及びセンサの精度向上を目的とした基礎的な研究を戦略目標として追求する。

3-1) PALSAR-2 システムの校正・検証

PALSAR-2 に関しては、ラジオメトリック精度向上を目的とした基礎研究を戦略目標として追及する。

(1) 規格化後方散乱係数算出の高精度化

打上げ前の試験、軌道上での内部校正データ及び地上ターゲットを使用した外部校正実験のデータを使用して、PALSAR-2 の各観測モードにおける標準成果物デジタルカウント値の値付けの研究を行う。主な校正項目は、軌道上アンテナパターンの推定及び絶対校正係数の算出である。

(2) インターフェロメトリック SAR データの高精度化

PALSAR-2 で取得されるリピートパスインターフェロメトリックデータに関して、標高算出または地表面変動を高精度に検出するために、位相差の算出精度を高める手法の研究を行う。

(3) ポラリメトリック SAR データの高精度化

ポラリメトリックモードは、PALSAR-2 においては実験的な運用モードとして位置付けられているが、将来型 SAR の動向として非常に重要なモードである。本運用モードで取得できるデータについて、位相補正、クロストーク推定及びゲインインバランスの推定を高精度に行う手法を研究し、データ解析の精度向上に役立てる。

添付資料 C プロポーザルの内容および応募フォーム

1. 応募フォーム（フォーム 1）

プロポーザルに関連する情報として、研究者プロフィール、プロポーザルの関連情報、研究のスケジュール（3 年以上 5 年以下）などを **フォーム 1** にしたがって、日本語で記入して下さい。

2. 本文（10 ページ以内）

プロポーザルの本文には、研究内容、目的、提案研究の意義・重要性、実験計画の概要など、以下の項目のうち必要なものについて記述して下さい。

- ・ 目次
- ・ 研究目的
- ・ 研究分野における意義・重要性
- ・ 方法
- ・ 使用するアルゴリズム
- ・ 期待される成果
- ・ ツールズデータの種類と取得計画（地域、内容、時期等）
- ・ データ要求に関する補足説明（地域、処理レベル、時期等）
- ・ データ処理、解析設備
- ・ 研究計画

3. Pi-SAR-L2 へのデータ要求

Pi-SAR-L2 データの要求・提供方法は JAXA より連絡致します。

4. Pi-SAR-L2 データ利用公募型共同研究契約申込書（フォーム 2）

本研究公募は、PI の研究活動の早期開始に資するため、約款による契約締結方式を採用する。契約条件は、JAXA が指定する約款によることとする。本研究公募への申込みは、PI の所属機関の公募型共同研究契約締結権限のある者の名義によることとし、JAXA によるプロポーザル審査の後、JAXA が採択したプロポーザルについて、JAXA が発行する承諾書をもって、PI 所属機関と JAXA との契約が成立します。ただし、本研究公募への申込時は PI の所属機関の公募型共同研究契約締結権限のある者の公印は省略できるものとし、JAXA からの採択通知後に当該公印を付して速やかに 8.5 項 プロポーザル提出先へ提出した後、JAXA は上記承諾書を発行するものとする。

5. 研究者に関する情報

PI の略歴、主な発表論文および出版物、特別な技能・資格について記述する。研究分担者についても同様の内容を記述してください。

これらをまとめて 7MB 以下の pdf ファイルを作成し、8.5 項の提出先 (E-mail: aproject@jaxa.jp) 宛まで電子メールの添付ファイルとして提出して下さい。電子メールでの提出が困難な場合、郵送にて提出下さい。

<カバーシート>
研究者プロフィール

研究代表者 (Principal Investigator, PI) :

氏名: _____
 役職: _____
 所属部署: _____
 所属機関: _____
 住所: _____
 国籍: _____ 電子メールアドレス: _____
 電話: _____ ファックス: _____

研究分担者 (Co-Investigator, CI) :

氏名	所属機関	電子メールアドレス
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

主要な PI の経歴、研究分野における経験、過去の論文など:

PI の署名 : _____ 日付: _____

＜カバーシート＞ プロポーザル関連情報

(該当する[]に √ を記入して下さい)

1. 研究分野 (一つを選択)

校正・検証: [] センサ校正 [] 物理量抽出・検証

利用化・科学研究: [] 防災・災害 [] 土地利用・土地被覆 [] 植生、森林、湿原 [] 農業

[] 地理学 [] 地質学 [] 水文学 [] 雪氷 [] 極域研究 [] 海洋

[] 資源探査 [] 気候・気象 [] 偏波・干渉 SAR [] 教育 [] その他

2. 研究テーマ

3. プロポーザルの要旨 (600 字以内)

4. 研究スケジュール

Pi-SAR-L2 データ利用公募型共同研究契約申込書

年 月 日

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構
宇宙利用ミッション本部
事業推進部長 舘 和夫 殿

住所
名称
代表者職・氏名 印
(※契約権限を有する代表者)

〇〇〇(所属機関名)は、下記のとおり、Pi-SAR-L2 データ利用公募型共同研究に申し込みます。
なお、共同研究の実施にあたっては、プロポーザルに基づき実施することとし、「Pi-SAR-L2 データ利用公募型共同研究約款」に定める事項を遵守いたします。

記

PI名				PIナンバー
研究テーマ				
PI連絡先	所在地	(〒 -)		
	所属			
	職位			
	TEL		FAX	
	E-mail (※)			
契約担当者連絡先 (PI 以外に契約締結に むけて担当者がある場 合にのみ記載)	所在地	(〒 -)		
	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-mail (※)			
備考				

別添:研究協力者(CI)リスト(別紙)

(別紙)

PI ナンバー:

研究協力者(CI)リスト

氏名	所属機関	E-mail アドレス(※)

※E-mail アドレスは可能な限り、Gmail・yahoo mail 等のフリーメール以外を使うこと。

添付資料 D

航空機搭載L帯合成開口レーダ2 データ利用公募型共同研究約款

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）は、航空機搭載L帯合成開口レーダ2（以下、「Pi-SAR-L2」という。）解析研究プロジェクト計画の支援を得ることを目的に、Pi-SAR-L2の取得するデータを利用した（1）利用化研究、（2）科学研究、（3）校正・検証の3分野について、2013年3月に航空機搭載L帯合成開口レーダ2（Pi-SAR-L2）研究公募（以下「RA」という）を行い、応募があった提案の中から特に優れた提案を採択する。JAXA及び提案が採択された研究代表者（Principal Investigator 以下、「PI」という。）の所属する研究機関（Research Organization 以下、「RO」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約において次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （1）「研究成果」とは本共同研究に基づき得られた発明、考案、意匠、著作物、アルゴリズム（当該アルゴリズムを具現化するためのプログラム等の付随する技術を含む。）、ノウハウ等の技術的成果及び科学的知見をいう。
- （2）本契約書において契約の実施において得られた「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 1) 特許権、実用新案権及び意匠権（以下「産業財産権」と総称する。）
 - 2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、及び意匠登録を受ける権利
 - 3) プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権
- （3）「地球観測データ」とは、地球観測衛星及び航空機から取得したデータ（以下、「地球観測衛星データ」という。）で、データ提供時にJAXAが保有しておりROに提供するものをいい、対象衛星名当、提供可能な観測期間を別表第1に掲げる。
- 2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、アルゴリズム、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約において知的財産権及び研究成果の「利用」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、著作権法第21条及び第27条に定める権利の行使（JAXA及びROが創作した二次的著作物の利用を創作する行為、同項第15号及び同項第19号に定める行為含む。）並びにアルゴリズム、ノウハウ等の使用をいう。
- 4 本契約において「PI」とは、JAXAに提案書を提出し、採択された提案書における研究課題を実施する代表研究者でROに所属する者をいう。また、「CI」とは、研究協力者（Co-Investigator）であり、PIに代表される研究活動を支援するもので、ROがJAXAに提出する研究協力者リストに記載された者をいう。

（共同研究の分担等）

第2条 JAXAは、本共同研究の実施に関し次の各号に示す業務を分担する。

- （1）地球観測衛星データをROに無償で提供する。
- （2）ROが研究活動を実施するために必要となる衛星運用データ等の情報を提供する。
- （3）研究の進捗状況等を確認するための研究報告会、その他必要な会合の開催
- （4）前号に定める研究報告会等での報告内容、中間報告書による報告により、評価を実施する。
- 2 ROは、本共同研究の実施に関し次の各号に示す業務を分担する。
 - （1）プロポーザル並びに共同研究計画に従った研究の実施
 - （2）JAXAが主催する研究報告会等、必要な会合への出席

- (3) 前号に定める研究報告会等において、又は J A X A が別途指定する期日までに、研究成果、進捗状況等について報告する。
- (4) 平成 27 年 3 月 31 日までに、得られた研究成果について最終報告書を取りまとめ、J A X A に提出する。
- (5) 本条に規定する中間報告書および成果報告書の提出は、研究期間中に発行した論文等（日本語もしくは英語）の提出をもって代えることができる。

（契約の成立）

第 3 条 本共同研究は、R O が申込書により申込みをし、J A X A がこれに対し承諾書を発行することにより成立する。

（共同研究に従事する者）

- 第 4 条 R O は、Pi-SAR-L2 データ利用公募型共同研究契約申込書に記載された P I と C I を本共同研究に参加させるものとする。
- 2 J A X A は、別に定める J A X A 側研究者リストに記載した者を本共同研究に参加させるものとする。
 - 3 R O は、P I と C I に対し、本契約内容を順守させるよう必要な措置をとるものとする。
 - 4 R O は、C I リストに掲げる者以外を新たに本共同研究の C I として参加させようとするときは、あらかじめ J A X A に書面により通知するものとし、当該者に対し本研究契約書を遵守するよう必要な措置をとるものとする。J A X A は、当該 C I を本共同研究に参加させることに同意しない正当な理由がある場合には、当該通知受領後 30 日以内に R O に対し書面により通知を行うものとする。
 - 5 P I が死亡、退職、休職その他の理由により R O において本共同研究に従事しなくなるに至った場合、J A X A 及び R O は本契約を解除することができる。但し、R O は自己に属する研究者を当該 P I の後任として指名することにより本共同研究を継続することができるものとし、その場合、R O は当該 P I の後任の指名について、J A X A に書面により通知を行うものとする。J A X A は、当該 P I を本共同研究に参加させることに同意しない正当な理由がある場合には、当該通知受領後 30 日以内に R O に対し書面により通知を行うものとし、その場合契約は終了する。

（研究経費）

第 5 条 J A X A 及び R O は、本共同研究を実施するため必要な経費を確保し、それぞれ負担するものとする。

（取得物品に係わる権利の帰属）

第 6 条 J A X A 及び R O が、本共同研究を実施する過程で取得した設備等は、各々その費用を負担した者に帰属する。

（地球観測データの提供及び権利）

- 第 7 条 J A X A は、第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、以下の各号に従って R O に J A X A の地球観測データをインターネット経由で無償で提供するものとする。
- (1) J A X A は R O に Pi-SAR-L2、JERS、ALOS および ALOS-2 の標準処理データを提供する。R O が J A X A に提供を要求する Pi-SAR-L2 の標準処理データは 1 会計年度において 10 シーンを上限とする。また、JERS、ALOS および ALOS-2 の標準処理データは 1 会計年度においてそれぞれ 50 シーンを上限とする。ただし、J A X A 側設備の許容範囲及び資源等の制限があるため、全ての要求データが提供されるとは限らない。
 - (2) R O は、JERS 及び ALOS データについて J A X A に新規の観測要求を提案することはできない。Pi-SAR-L2 及び ALOS-2 データについては、基本観測計画のもとでの R O へのデータ提供を原則とする。
 - (3) J A X A は地球観測データの品質及びタイムリーな提供を保証せず、品質の低下及び提供の遅滞において J A X A は責を負わない。
 - (4) 運用上の制約、ALOS-2 の不具合、その他の事由により、地球観測データを R O に提供できな

い事態が生じたとしてもJAXAは責を負わない。

(5) ROは、改変した地球観測データを、商業利用する場合は、JAXAに通知をし、利用許諾条件についてJAXAの指示に従うこと。

2 ROは、JAXAから提供を受けた地球観測データの取り扱いについて、次の各号に従うものとする。

(1) ROはバックアップの目的以外で地球観測データを複製してはならない。ただし、本共同研究実施に必要なPI, CIに提供するための複製を除く。

(2) ROは、地球観測データを本共同研究に従事するPI, CI以外の者に提供・開示してはならない。

(3) ROは、地球観測データを、本共同研究の目的に限り利用することができる。

(4) ROは、本契約終了後、提供された地球観測データを、JAXAの指示により、返却又は適切に管理する。

3 JAXAがROに提供する地球観測データの権利に関しては以下の各号に従うものとする。

(1) JAXAはROに提供する全ての地球観測データについて、一切の知的財産権を有する。なお、ALOS PALSARデータについては、JAXAと経済産業省が知的財産権を共有する。

(2) ROが本共同研究の実施により、地球観測データを単独で改変し高次付加価値データ（データに高度な処理を施し改変したデータであって、当該地球観測データに復元不可能なものをいう。高次なデータ処理とは、データ解析又は複数衛星データの組合せ、外部情報に基づく画像処理、物理量変換等を含む。）を作成した場合、当該高次付加価値データに関する知的財産権その他一切の権利はROに帰属する。

(3) 本共同研究の実施により、JAXAから提供を受けた地球観測データをJAXA及びROが共同で改変し、高次付加価値データを作成した場合、当該高次付加価値データに関する権利の帰属についてはJAXA及びROの貢献度合等を考慮して双方が協議して定める。

(4) 前2号に定める場合を除き、地球観測データを改変し生成されたデータについて、JAXAは知的財産権その他一切の権利を有する。

(5) ROは、改変した地球観測データを、商業利用する場合は、JAXAと知的財産利用等許諾契約を締結し、利用料を支払う。

(技術情報等の交換)

第8条 JAXA及びROは、本共同研究を実施するために必要な、自己が所有する衛星運用データ、地上検証データ及びプログラム等（JAXAの地球観測データを除く。以下、「技術情報等」という。）を相互に無償で提供し、使用させ、必要がある場合は助言を要請できる。

2 JAXA及びROは、相手方から提供された技術情報等を、本共同研究目的以外に使用し、又は共同研究に従事するPI, CI以外の者に開示してはならない。

3 JAXA及びROは、本共同契約完了後、相手方から提供された技術情報等について、相手方の指示により、相手方に返却又は廃棄する。

(研究成果の利用)

第9条 JAXA及びROは、本共同研究の実施により得られた研究成果を、自己の研究開発の目的で（自己の目的で第三者（共同研究の相手方を含む。）に利用させる場合を含む。）、非営利かつ平和の目的に限り、事前に相手方の承諾を得ることなく無償で利用することができる。

2 JAXAは、ROがJAXAに提出した中間報告書及び成果報告書について、自由に利用、編集、複製、頒布することができる。この場合、PIおよびCIは著作者人格権を行使しないものとする。

(研究成果の帰属)

第10条 JAXA及びROは、本共同研究の実施に伴い単独で得た研究成果に係る権利を単独で所有するものとする。

2 JAXA及びROは、本共同研究の実施により共同で得た研究成果に係る権利を共有するものとし、その持分はJAXA及びROの貢献の度合等を考慮して双方が協議して定める。

(知的財産権出願)

第11条 JAXA及びROは、本共同研究の実施に伴い、知的財産権の対象となり得る発明、考案及び創作が生じた場合には、速やかに相手方に書面により提出し、当該発明、考案及び創作に係る知的財産権の帰属及び出願等の要否等について協議するものとする。

2 JAXA及びROは、それぞれが本共同研究に参加させる共同研究従事者に帰属する発明等（JAXA及びROが共同で得た発明等を含む。）について、当該発明等を得た共同研究従事者から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

3 JAXA又はROが単独で発明等を行ったときは、単独で当該知的財産権の出願等の手続きを行うことができるものとするが、出願等の前にあらかじめ相手方の確認を得るものとする。この場合、出願等及び権利保全に要する費用は、当該知的財産権を単独で所有する当事者が負担するものとする。

4 JAXA及びROが共同で発明等を行い、当該知的財産権に係る出願等を行おうとするときは、JAXA及びROは別途共同出願契約を締結し、かかる共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、それぞれの持分に応じてJAXA及びROが負担する。

（外国出願）

第12条 前条の規定は、外国における知的財産権の出願等及び権利保全についても適用する。

2 JAXA及びROは、前条第4項に基づくJAXA及びRO共有の知的財産権に係る外国出願を行うにあたっては、双方協議のうえ行うものとする。

（知的財産権の利用）

第13条 JAXA及びROは、第9条に定める場合を除き、本共同研究の実施により得られた知的財産権を利用する場合は、あらかじめ相手方の同意を得て、別途締結する利用契約で定める利用料を支払う。

（知的財産権の第三者に対する利用許諾）

第14条 JAXA及びROは、本共同研究の実施により得られた知的財産権を第9条に定める場合を除き第三者に利用許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、許諾の条件は協議して定める。

2 JAXA及びROは、前項により第三者に利用許諾する場合、別途契約する利用契約で定める利用料を第三者から徴収するものとする。この場合において、第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じてJAXA及びROに分配するものとする。

（持分の譲渡等）

第15条 JAXA及びROは、本共同研究の実施により生じた知的財産権の自己の持分をJAXA及びRO協議のうえ、指定した者に限り譲渡できる。当該譲渡は、別途契約する譲渡契約により行う。JAXA及びROは、自己の持分を譲渡する場合、当該指定した者に当該知的財産権に係る自己の権利及び義務の全てを承継させるものとする。

2 JAXA及びROは、共有の知的財産権の自己の持分を放棄する場合は、相手方に予め通知し、相手方が希望するときは、自己の持分を当該相手方に譲渡する。

（改良発明）

第16条 JAXA及びROは、共有の知的財産権について改良発明等を行った場合、もとの共有知的財産権の出願日から起算して1年間は、速やかにその内容を相手方に通知し、当該改良発明等に係る知的財産権の帰属及び取扱いについて、協議のうえ定める。

（ノウハウの指定）

第17条 JAXA及びROは、協議のうえ、研究成果のうちノウハウとして取扱うことが適切なものについて、速やかにノウハウの指定を行うものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、原則として本共同研究完了日の翌日から起算して5年間とする。た

だし、JAXA及びRO協議のうえ秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(施設等の利用)

第18条 JAXA及びROは、本共同研究を実施するために必要がある場合は、あらかじめ相手方の同意を得たうえで、相手方の施設及び設備（以下「施設等」という。）を無償で利用することができる。

2 JAXA及びROは、相手方の施設等を利用する場合には、相手方の諸規程に従って利用するものとする。

(機器等の持込)

第19条 JAXA及びROは、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め相手方の同意を得て、必要な機器その他の物品を、相手方の施設内に持ち込むことができる。この場合相手方の諸規程等に従わなければならない。

2 JAXA及びROは、相手方が持ち込んだ物品等（以下「持込物品」という。）を使用する場合は、予め相手方の同意を得るものとし、本共同研究の実施目的以外に使用してはならない。

3 持込物品を滅失又は損傷した場合は、原因にかかわらず速やかにその旨を相手方に報告しなければならない。

(貸与品の引渡し、保管、及び返却)

第20条 JAXA及びROは、本共同研究を実施するために必要がある場合は、その所有する機器その他の物品を相手方に貸与することができる。

2 JAXA及びROは、前項に基づいて貸与される機器その他の物品（以下「貸与品」という。）の引渡しにあたっては、貸与品の所有者（以下、「貸与者」という。）は相手方に引渡書を、相手方は貸与者に受領書を提出しなければならない。

3 JAXA及びROは、貸与品の引渡しを受ける場合は、品目、数量等について、異状の有無を確認するものとし、貸与品に数量の不足又は異状品（品質又は規格が使用に不適当なものを含む。）を発見した場合は、直ちに貸与者に申し出てその指示を受けなければならない。

4 JAXA及びROは、引渡しを受けた貸与品を善良なる管理者の注意をもって保管及び使用するものとし、本共同研究の目的以外に使用してはならない。

5 JAXA及びROは、引渡しを受けた貸与品について、出納及び保管の帳簿を備え、その受け払いを記録、整理し、常にその状況を明らかにしておかななければならない。

6 JAXA及びROは、貸与品を滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を貸与者に届け出なければならない。

7 相手方は、本共同研究の全部又は一部の完了並びに変更又は解除等により、貸与品のうち不用となったものがある場合は、速やかに貸与者に通知し、その指示に従って返却手続きをとるものとする。

(秘密の保持)

第21条 本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わずJAXA及びROで秘密情報として取り決め書面により確認されたもの

(2) 書類・図面・写真・試料・サンプル・磁気テープ・フロッピーディスク等により、相手方より本共同研究の目的のために、秘密として開示・交付された情報

2 JAXA及びROは、秘密情報を適切に管理し、これを本共同研究に従事する者以外の者に漏洩し又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

(1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。

(2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

(3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できる

もの。

- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
- (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
- (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

3 前項に基づく秘密保持義務は、研究期間完了後も5年間有効とする。ただし、JAXA及びRO協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

第22条 JAXA及びROは、本共同研究によって得られた研究成果について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守したうえで第三者に発表もしくは公開すること（以下「研究成果の公表」という。）ができるものとする。

2 前項の場合、JAXA又はRO（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表に先立ち書面にて相手方に通知し、相手方の事前の書面による同意を得なければならない。この場合、相手方は、正当な理由なくかかる同意を拒まないものとする。

3 前項の通知を受けた相手方は、当該通知の内容に将来期待される利益が公表により喪失するおそれがある内容が含まれていると判断されるときは、公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知し、公表希望当事者は、相手方と協議するものとする。公表希望当事者は、公表により将来期待される利益を喪失するおそれがあるとして本項により通知を受けた部分については、相手方の同意なく公表してはならない。

4 公表希望当事者は、当該研究成果の公表に際し、当該成果が本共同研究により得られた成果である旨及び使用したJAXAの地球観測データ等の出所を明示する。

5 第2項の通知を要する期間は、本共同研究の有効期間及び本共同研究完了日の翌日から起算して1年間とする。ただし、JAXA及びRO協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

6 JAXA及びROは、研究成果を開示し又は公表した論文等を開示又は公表後速やかに相手方に送付し、論文等の著作権が学会に帰属している場合を除き、相手方は論文等を自由に利用、複製、頒布することができる。

(セキュリティ)

第23条 JAXA及びROは、本共同研究の実施において、各々の管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行の確保、重要な資産及び重要な情報の防護（セキュリティ）を確保すべく必要な措置を講ずる。

(契約の解除)

第24条 JAXA及びROは、次の各号のいずれかに該当するときは本契約を解除することができるものとする。

(1) JAXA及びROの合意によるとき。

(2) 相手方が本契約の履行に関し不正又は不当な行いをし、催告後7日以内に是正されないとき

(3) 相手方が本契約に違反し、催告後7日以内に是正されないとき

(4) 第2条第1項第4号の評価によりJAXAが研究の継続を不可と評価した場合

(5) 第4条第5項によりROにおいて本共同研究の継続が不可能となった場合

(6) 約款の変更によりROにおいて本共同研究の継続が不可能となった場合

(7) 天災等のやむを得ない事由

2 本契約が解除された場合であっても、ROは、解除までに実施された研究について研究成果報告書を取りまとめ、JAXAに提出するものとする。

3 JAXA及びROは、本条1項7号により契約を解除する場合、いかなる補償の請求も行わないものとする。

(契約の有効期間)

第25条 本契約の有効期間は、平成25年9月1日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の本契約期間終了後も、第7条（地球観測データの提供及び権利）第2項及び第3項、第8条（技術情報等の交換）第3項、並びに第9条（研究成果の利用）から第15条（持分の譲渡等）までの規定は、当該条項に定める知的財産権の権利存続期間中有効とし、第16条（改良発明）、第17条（ノウハウの指定）、第21条（秘密の保持）、第22条（研究成果の公表）の規定は、当該条項において規定する期間効力を有する。

（契約の変更）

第26条 JAXAは、本契約の内容を変更することができる。その場合には、JAXAは、変更内容をJAXAが公開しているウェブサイトに掲示することにより告知し、以降は変更後の内容により本契約を取り扱う。

2 ROは、前項の変更に同意しない正当な理由がある場合には、ウェブサイトに掲示した日から30日以内にJAXAに対し書面により通知を行うことで契約を解除することができる。

（準拠法）

第27条 本契約は日本の法律のもと管理され、また解釈されるものとする。

（言語）

第28条 本契約におけるROとJAXA間のコミュニケーション言語はすべて日本語とする。

（協議）

第29条 本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、JAXA及びRO協議のうえ解決する。

別表第1 JAXAの提供する地球観測データ

衛星名又は航空機搭載センサ名	提供可能な観測期間	観測領域
Pi-SAR-L2(航空機搭載L帯合成開口レーダ2)	2012年4月13日～	日本
ALOS (Advanced Land Observing Satellite)	2006年5月16日～ 2011年4月22日	全球
JERS (Japanese Earth Observation Satellite) SAR, OPS	1992年9月1日～ 1998年10月11日	全球
ALOS-2 (Advanced Land Observing Satellite-2) PALSAR-2	2014年8月4日～	全球